

仕様書

- 1 事業名 社会福祉関係計画策定事業費
- 2 業務名 高齢者福祉計画・介護保険事業計画アンケート調査業務委託
- 3 実施場所 長寿介護課の指定する場所
- 4 委託期間 契約日から令和8年3月31日まで

5 積算 (単位：円)

項目（規格）	数量	単位	単 価	金 額
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画 アンケート調査業務	1	式		
小 計				
消 費 税				
合 計				

6 業務内容

令和8年度に策定を予定している「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（第10期）」の基礎資料として、サービスの利用状況・利用意向等の把握のため、令和7年度中に市民アンケート調査を実施し、その集計、結果のまとめを行う。

(1) 現状把握・課題分析

市の関連資料を基礎に現状の分析・把握を行う。

- ・基礎データの収集調査、分析、整理、現計画の現状と問題点の見直し
- ・上位計画及び関連計画の動向把握
- ・福祉施策の実態把握及び課題の抽出

(2) 住民意向調査業務

- ・アンケート調査票の設計や印刷、回収結果のデータ入力作業、集計・分析を行い、調査結果報告書としてとりまとめる。
- ・単純集計のほか、性別・年齢別・地区別・各質問間のクロス集計、自由回答のとりまとめを行い、市の現状や課題などを抽出・把握する。
- ・調査対象区域は韮崎市全域とし、調査の対象は韮崎市内在住の市民及び事業所として内訳はおおむね以下のとおりとする。

①第1号被保険者（要介護認定を受けている者を除く） 2,500名程度

※要支援認定者、総合事業対象者を含む

②要介護認定者（在宅） 850名程度

③事業所 30カ所程度

- ・調査方法は、郵送にて行うものとし、発送・回収にかかる費用は委託者が負担する。

- ・調査対象者の抽出は、市が住民基本台帳から無作為抽出し、宛名ラベル印刷したものを提供する。
- ・受託者は住民意識調査に係る以下の調査物件の印刷業務を行う。

各種調査票：A 4 判サイズ・色上質紙 54kg 程度、1 色刷り・中綴じ製本

対象者①～③の各部数。ページ数は①20 ページ程度、②12 ページ程度、③16 ページ程度。回収率の想定は、①70%、②60%、③80%

発送用封筒：角 2 サイズ・1 色刷り・3,380 枚

返送用封筒：長 3 サイズ・1 色刷り・3,380 枚

- ・受託者は、印刷した発送用封筒に調査票及び返送用封筒を封入し、市に納入する。

(3) 担当者出席による会議等運営支援

- ・高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定懇話会（令和 7 年度内に 2 回程度想定）
- ・会議への出席、運営支援
- ・会議資料原稿データの作成
- ・議事録（要旨）の作成
- ※本計画の担当者が出席することとする。
- ・計画の調査、策定、進行に係る打合せを適宜行う。
- ※本計画の担当者が出席することとする。

(4) 成果品

- ・アンケート回答用紙
- ・アンケート調査結果報告書（A 4 判・160 ページ程度、簡易製本） 30 部
- ・CD 等の電子データ
 - ・アンケート調査結果報告書
 - ・アンケート集計データ
 - ・クロス集計データ
 - ・上記他、アンケート調査結果報告に係る参考資料等のデータ

7 個人情報の取り扱い

受託者は、関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本委託の内容及び関連資料の内容を他に漏らし、若しくは本委託の目的以外に使用してはならない。

なお、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

8 その他

- (1) 作業の方法や順序及び作業実施に必要な事項について事前に打ち合わせを行い、国や県が示す指針に沿って作業を進めること。また、業務遂行中の打ち合わせは必要に応じて行うとともに、打ち合わせ記録簿を作成すること。
- (2) 今後、新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。
- (3) 計画等の成果品は、本市に帰属し、許可なく公表・貸与及び使用してはならない。

- (4) 高齢者福祉の根幹をなす重要な計画を策定する業務であるため、受託者は、業務遂行の品質保証ができる ISO9000 シリーズを取得している、または、他市町において介護保険事業計画策定支援業務（第 8 期か第 9 期に限る）または類似の計画（令和元年度以降の地域福祉計画、子ども・子育て支援計画、障がい者福祉計画など）の策定支援業務の受託実績（村の受託実績は除く）を有していること。
- (5) 受託者は、個人情報の適切な取り扱いを保証するプライバシーマークを取得していること。
- (6) 受託者は、上記（4）～（5）の認証・策定支援実績（帳票または契約書の写し等）及び業務実施体制図を落札後速やかに委託者に提出すること。
- (7) 本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、または本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合は、委託者と受託者間で協議のうえ定めるものとする。

9 担当課

韮崎市 長寿介護課 介護保険担当

韮崎市本町三丁目 6 番 3 号（韮崎市保健福祉センター内）

電話 0551-23-4313